平成２８年（フ）第１３４号
北海道旭川市４条西７丁目１番20号
ティー・ウエスト・レジデンス201
債務者　渡邉　英樹
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　達哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月27日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２１６号
鹿児島県鹿児島市鴨池２丁目８番３―205号
債務者　森田　節子
1　決定年月日時　平成28年７月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鴨志田祐美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月28日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１３６２号
横浜市泉区和泉町7419番地７　ダイアパレステレタフィーいずみ野305号
債務者　荒井　　徹
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬川　智子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３０７号
岐阜県本巣市政田2226番地１（ヴィラ　ファシリーテⅡ　101号）
債務者　柳瀬　雄一
1　決定年月日時　平成28年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲川　博一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１８４号
愛知県岡崎市大西町字奥長入41番地１
債務者　小田　　豊（旧姓日下部）
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪上　昌彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月８日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第１０７４号
北海道千歳市新富２丁目13番26号　高橋コーポ206号
債務者　加藤　朋史
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　緒方　拓郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月８日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６４号
長崎県西海市西海町木場郷109番地56
債務者　岩本　勝則
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中嶋　英博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月11日午後４時
5　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第２４２号
千葉県松戸市八ケ崎２丁目17番地の34
債務者　島田　雅子
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２９６号
千葉県野田市木間ケ瀬2264番地９
債務者　稲田　裕司
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３４９号
千葉県松戸市六高台７丁目121番地　松戸高柳県営住宅５棟511号
債務者　小松トシ子
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３７２号
千葉県松戸市新松戸北１丁目19番地の３　第２ベルハイツ203号
債務者　鈴木　龍一
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３７８号
千葉県松戸市六実６丁目15番地の12　シャトレ六実Ｂ棟202号
債務者　成川三枝子
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１７０号
石川県白山市河内町きりの里１番地
債務者　徳野　　学
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５２４号
兵庫県姫路市広畑区才134番地１生誕寺コーポ301
債務者　佐伯　瑠望
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５２７号
兵庫県三木市大村北山200大村病院、住民票上の住所兵庫県三木市大塚２丁目３番45号県住１棟21号
債務者　福井　利英
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５３７号
神戸市北区緑町２丁目６番１―１号、従前の住所兵庫県宝塚市口谷東２丁目９番16号パラッツオ五反田Ⅱ105号
債務者　乾　　省一
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部